八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　三上　幸寿
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　23000
定価　1部5円

3月定例市会

健全財政と五カ年計画の遂行

一般会計　三億七千万円可決

既報の通り三月予算市会は、去る十二日開会、昭和三十一年度各種経済予算並びに30議案を上程、翌十三日には終日活発なる一般質問など行われ全議案は関係委員会に付託、約二週間にわたる審議の結果、二十六日再開の本会議において別掲の通り各委員長報告通り全議案を可決した。

なお今回議決された予算は総額五億八千九百五十五万一千五百四十七円で（水道会計を除く）昨年度の当初予算と比較すると四千四十九万二千二百四十六円の増額となっている。

一般会計三七三、二四二、三五四病院会計八五、一五五、八四三国保会計一〇、〇四九、〇五〇競輪会計一二一、一〇四、三〇〇計五八九、五五一、五四七円

可決された議案は次の通り。

議案第七号
昭和三十年度八尾市起債専決処分承認の件
昭和三十年度八尾市起債は、既に予算可決を得ているのであるがその借入手続については、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基き左記のとおり専決処分を行ったので、同条第三項により議会の承認を求める。

専決第一号
昭和三十年度八尾市消防施設事業起債の件
一、起債の目的及び金額　消防施設事業費一、九〇〇、〇〇〇円（以下略）

専決第二号
昭和三十年度都市計画事業起債の件
一、起債の目的及び金額　都市計画事業費五、〇〇〇、〇〇〇円（以下略）

専決第三号
昭和三十年度八尾市起債の件
一、起債の目的　都市計画事業
二、起債の名称　大阪府八尾市昭和三十年度第一回公債
三、発行総額　額面五、〇〇〇、〇〇〇円也（手取額四、九二五、〇〇〇円）
四、証券の様式及び種類　無記名利札附とし、額面金額の種類は金一万円、金十万円及び一百万円の三種とする。（以下略）

専決第四号
昭和三十年度八尾市起債の件
一、起債の目的及び金額
1、公営住宅建設事業費三、五〇〇、〇〇〇円
2、緊急失業対策事業費四、〇〇〇、〇〇〇円
3、六三制整備事業費一、〇〇〇、〇〇〇円（以下略）

専決第五号
昭和三十年度義務教育施設整備事業起債の件
一、起債の目的及び金額　義務教育施設整備事業費三、六〇〇、〇〇〇円（以下略）

専決第六号
昭和三十年度義務教育施設整備事業起債の件
一、起債の目的　義務教育施設整備事業費に充当
二、起債の名称　大阪府八尾市昭和三十年度第二回公債
三、発行総額　額面四、〇〇〇、〇〇〇円（手取額三、九四〇、〇〇〇円）
四、証券の様式及び種類　無記名利札附とし、額面金額の種類は金一万円、金十万円及び一百万円の三種とする。（以下略）

専決第七号
昭和三十年度八尾市特別会計水道事業起債の件
一、起債目的　簡易水道事業費に充当のため
二、起債金額　一、五〇〇、〇〇〇円（以下略）

条例第二号
八尾市報酬及び費用弁償条例中改正条例
第二条を次のように改める。
第二条　報酬の額は次のとおりとする。

市会議長	月額　二四、〇〇〇円
市会副議長	〃　二一、〇〇〇円
市会議員	〃　一五、〇〇〇円
市会議員の中から選任された監査委員	〃　二、五〇〇円
学識経験を有する者から選任された監査委員	〃　六、五〇〇円
教育委員会委員	〃　一、〇〇〇円
但し市会議員の中から選任された委員	〃　二、五〇〇円
選挙管理委員長	〃　五、〇〇〇円
選挙管理委員	〃　四、〇〇〇円
公平委員会委員長	〃　五、〇〇〇円
公平委員会委員	〃　四、〇〇〇円
専門委員その他の非常勤の職員	〃　一五、〇〇〇円以内
臨時出納立会議員	日額　三〇〇円
投票管理者	〃　四〇〇円
選挙長	一選挙毎　一、〇〇〇円
投開票立会人	日額　三〇〇円
選挙立会人	〃　三〇〇円

第五条の次に次の一条を加える。
第五条の二　市会議員、監査委員（市会議員の中から選任された委員を除く）教育委員会の委員（市会議員の中から選任された委員を除く）選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員及び専門委員その他の非常勤の職員に対しては、国会議員歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に準じて期末手当を支給することができる。

附　則
この条例は昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
合併後本市の規模が増大されたので、この規模に見合うよう報酬額等を改正する必要があるので。

条例第三号
八尾市職員定数条例中改正条例
（略）

条例第一五七号
八尾市有功者記念品料基金条例
第一条　本市は八尾市有功者待遇条例（昭和二十七年六月条例第百二十六号）に規定する有功者の記念品料に充てるためこの条例の定めるところにより基金を造成することができる。
第二条　この基金は左に掲げるものをもって充てる。
一、毎年度一般会計剰余金の一部
二、前号の資金より生ずる果実
第三条　この基金は銀行預金又は確実な方法により市長が管理するものとする。

附　則
この条例は昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
八尾市有功者に対して記念品料を贈呈するにつき円滑なる運営をする必要があるので。

条例第一五八号
八尾市労働会館建設資金積立金条例
第一条　本市は労働者の生産意欲の向上を図り、労働文化の発展に資するためこの条例の定めるところにより八尾市労働会館建設の資金を造成する目的をもって資金を積立てるものとする。
第二条　毎年度積立る資金の額は前年度において、給与所得者である納税義務者より特別徴収された市民税額の百分の三に相当する額とする。
第三条　資金及び資金より生ずる果実は、郵便貯金又は確実なる銀行預金として市長が管理する。
第四条　この資金は労働会館の建設事業以外に使用してはならない。

附　則
この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
八尾市労働会館建設に伴い、資金を積立る必要があるので。

条例第七号
八尾市事務分掌条例中改正条例
第二条中水道課を削る。
第五条、各課の事務分掌中水道課に関する事項を削る。

附　則
この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
本市水道課が昭和三十一年四月一日から地方公営企業法の適用を受けるので。

条例第四号
八尾市水道使用条例中改正条例
第二十八条中、別表を次のように改める。
別表第一　水道使用料

栓種	用途		一カ月使用量最低限度	同上に対する使用料金	最低限度超過水量一立方米に対する使用量
計量栓	家事用		八立方米	一五〇円	二〇円
用栓	官公署、学校、病院等用		一六	三〇〇	二〇
専用栓	会社、工場、一般営業用		八	一六〇	二一
	湯屋営業用		二〇〇	二、八〇〇	一六
	プール用		八〇〇	一一、〇〇〇	一五
共用栓	家事用		四	七〇	二〇
定額栓	家事用		二戸三人以内	一五〇	

第二条　授業料の額は、次のとおりとする。
八尾市内在住者　年額　九、六〇〇円
八尾市外在住者　年額　一〇、八〇〇円
第四条　授業料の徴収期並びに徴収額については別表による。
第五条　市長が特別の事情があると認めたものについては授業料を減額又は免除することがある
第六条　入学検定料は一回につき三百円とし入学願出の際これを徴収する。
第七条　生徒の定数は女子三〇〇人とする。
第八条　この条例で定める外必要な事項については教育委員会が別に定める。

附　則
この条例は昭和三十一年四月一日から施行する。（別表略）

（理　由）
八尾市立高等学校設置に伴い条例を制定する必要があるので。

条例第一五六号
八尾市高等学校条例
第一条　八尾市は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の示すところに従って次のように高等学校を設置する。
第二条　高等学校の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
八尾市立清友高等学校	八尾市大字柏村一六九番地の三

条例第二号
八尾市報酬及び費用弁償条例中改正条例
第二条を次のように改める。
第二条　報酬の額は次のとおりとする。

市会議長	月額　二四、〇〇〇円
市会副議長	〃　二一、〇〇〇円
市会議員	〃　一五、〇〇〇円
市会議員の中から選任された監査委員	〃　二、五〇〇円
学識経験を有する者から選任された監査委員	〃　六、五〇〇円
教育委員会委員	〃　一、〇〇〇円
但し市会議員の中から選任された委員	〃　二、五〇〇円
選挙管理委員長	〃　五、〇〇〇円
選挙管理委員	〃　四、〇〇〇円
公平委員会委員長	〃　五、〇〇〇円
公平委員会委員	〃　四、〇〇〇円
専門委員その他の非常勤の職員	〃　一五、〇〇〇円以内
臨時出納立会議員	日額　三〇〇円
投票管理者	〃　四〇〇円
選挙長	一選挙毎　一、〇〇〇円
投開票立会人	日額　三〇〇円
選挙立会人	〃　三〇〇円

第五条の次に次の一条を加える。
第五条の二　市会議員、監査委員（市会議員の中から選任された委員を除く）教育委員会の委員（市会議員の中から選任された委員を除く）選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員及び専門委員その他の非常勤の職員に対しては、国会議員歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に準じて期末手当を支給することができる。

附　則
この条例は昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
合併後本市の規模が増大されたので、この規模に見合うよう報酬額等を改正する必要があるので。

条例第三号
八尾市職員定数条例中改正条例
（略）

条例第一五七号
八尾市有功者記念品料基金条例
第一条　本市は八尾市有功者待遇条例（昭和二十七年六月条例第百二十六号）に規定する有功者の記念品料に充てるためこの条例の定めるところにより基金を造成することができる。
第二条　この基金は左に掲げるものをもって充てる。
一、毎年度一般会計剰余金の一部
二、前号の資金より生ずる果実
第三条　この基金は銀行預金又は確実な方法により市長が管理するものとする。

附　則
この条例は昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
八尾市有功者に対して記念品料を贈呈するにつき円滑なる運営をする必要があるので。

条例第一五八号
八尾市労働会館建設資金積立金条例
第一条　本市は労働者の生産意欲の向上を図り、労働文化の発展に資するためこの条例の定めるところにより八尾市労働会館建設の資金を造成する目的をもって資金を積立てるものとする。
第二条　毎年度積立る資金の額は前年度において、給与所得者である納税義務者より特別徴収された市民税額の百分の三に相当する額とする。
第三条　資金及び資金より生ずる果実は、郵便貯金又は確実なる銀行預金として市長が管理する。
第四条　この資金は労働会館の建設事業以外に使用してはならない。

附　則
この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
八尾市労働会館建設に伴い、資金を積立る必要があるので。

条例第七号
八尾市事務分掌条例中改正条例
第二条中水道課を削る。
第五条、各課の事務分掌中水道課に関する事項を削る。

附　則
この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（理　由）
大阪市水道料金の値上げ及び大阪府原水並びに浄水の使用量の増加により本市の大阪市及び大阪府に対する支払いが急増したため、企業運営の正常をはかる必要が生じたので。

条例第一五九号
八尾市公営企業の組織に関する条例
（目的）
第一条　この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十四条の規定に基き、本市が経営する水道企業の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織について規定することを目的とする。
（組織）
第二条　管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道事業所を置く。

条例第一六〇号
八尾市公営企業の「業務状況」の作成及び公表に関する条例
（目的）
第一条　この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第百二百九十二号）第四十条の規定に基き、本市が経営する水道企業の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況」という）の作成及び公表に関して規定するを目的とする。
（業務の状況の作成及び提出）
第二条　管理者は、毎事業年度の四月一日から九月三十日までの「業務状況」を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの「業務状況」を五月三十一日までに作成し、市長に提出しなければならない。
2、前項の「業務状況」には、それぞれの期間における次の事項を掲載するものとする。
一、損益計算書
二、貸借対照表
三、企業債及び一時借入金の現在高
四、前各号の外当該企業の業務状況を説明するに必要な事項
3、火災その他避けることのできない事故により、第一項に規定する期日までに「業務状況」を提出することができないときは事故の止んだときから一月以内においてこれを提出しなければならない。
（業務状況の公表）
第三条　前条の規定により「業務状況」が提出された場合においては、市長はち滞なくこれを公表しなければならない。
2、前項の公表は八尾市時報に登載してこれを行うものとする。
但し市長は必要に応じ、八尾市時報によるの外適宜の方法によりその要旨を公表することができる。
（市長への委任）
第四条　この条例に定めるものの外「業務状況」の作成、提出及び公表の手続に関し、必要な事項は、市長が定める。

（二面に続く）

人権擁護相談

とき　四月十八日（二時―四時）
ところ　八尾市役所
お互に人権を尊重し、明るい社会を築きましょう。人権を犯されて困っている人はご相談においで下さい。

議会の動き

二月二十七日　大阪府市議会事務局長会八尾市役所にて開催＝同会運営につき協議
同二十九日　中部七市議長会府施市役所にて開催、谷口、田中正副議長出席＝近畿議長会理事会開催の件
三月二日　財政総務委員会＝固定資産税不均一課税の取扱の件
覚醒剤対策連絡協議会陳情のため和田、田代厚生正副委員長上京＝覚醒剤関係法規の単一化の件
同　三日　府下市議会議長会大手前会館にて開催、谷口、田中正副議長出席＝同会の昭和三十一年度予算審議
同　七日　全員協議会＝昭和三十一年度当初予算内示につき
同　八日　玉串川改修促進陳情のため大阪府へ田中副議長、中谷建設委員長出張
運営委員会＝三月定例市会の件
兵庫県豊岡市議四名厚生関係視察のため来市
同　十二日　定例市会（第一日）＝市長の市政運営方針、教育委員長の教育行政方針の発表、説明
同十三日　定例市会（第二日）＝一般質問及び答弁の後全議案を各委員会に付託
同十四日　商工委員会＝市会付託案件
同十五日　消防委員会、建設委員会＝市会付託案件
同十六日　文教委員会＝市会付託案件
同十七日　事業委員会＝市会付託案件
同十九日　厚生委員会＝市会付託案件
同二十二日　農林委員会、水道委員会＝市会付託案件
同二十三日、二十四日　財政総務委員会＝市会付託案件
広島県福山市より合併問題につき視察
同二十六日　定例市会（第三日）付託案件の審議につき報告の後、全議案を原案可決
同二十八日　厚生委員協議会＝靖国神社遺族参拝につき
農林委員会＝城東運河並びに第二寝屋川耕地、排水現地視察
同二十九日　国鉄バス東大阪線運行促進問題につき山野交通委員長、奥野局長、古藤助役、三上広報課長陸運局へ出張

又助役より議案の提案理由説明

条例第一五五号
昭和三十一年度固定資産税課税標準の特例に関する条例
（目的）
第一条　この条例は、町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十四条の趣旨に則り、三野郷地区、南高安地区、高安地区、及び曙川地区（以下「合併地区」という）の昭和三十一年度における固定資産税の課税標準に関する特例を定めることを目的とする。
（適用の範囲）
第二条　この条例の適用をうける固定資産の範囲は、合併地区の昭和三十年度（三野郷地区については昭和二十九年度）（以下「合併年度」という）において固定資産税の課税の対象となるべきであったもののうち、左の各号の一に該当するものとする。
一、合併年度と昭和三十一年度の納税義務者が同一人であるもの。ただし土地にあってはこの間に地目の交換の行はれたものを除く。
二、合併年度の賦課期日以前に相続、名義変更、農地の交換分合、又は共有者の増減等が行われたもので、当該賦課期日後にこれらの登記がなされたものの三、前各号に規定するものの他市長が特に必要と認めるもの。
（昭和三十一年度の課税標準）
第三条　前条の規定の適用を受ける固定資産に対する昭和三十一年度の固定資産税の課税標準は市税条例（昭和二十九年条例第百四十二号）の規定にかかわらず合併年度において固定資産課税台帳にその価額が登録されるべきであった価額の百分の百三十に相当する額とする。
ただし合併年度において課税されるべきであったもののうち固定資産課税台帳にその価額が登録されていないものについては登録されるべきであった価額の百分の百三十に相当する額とする。
（取扱委任）
第四条　この条例施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は公布の日から施行する。

（理　由）
合併地区に対する固定資産税について不均一の課税をする必要があるので。

会報告（要旨）

本会議に於て、各関係委員会に付託された議案の報告要旨である。

総務委員会

まず議案第七号昭和三十年度八尾市起債事決処分承認の件であります。この内容は昭和三十年度消防施設、都市計画、住宅建設、義務教育施設整備、水道各事業等に対して起債の配分があったので専決処分されたもので理事者の説明に基き内容検討の結果承認と決しました。

次に議案第十一号、八尾市職員定数条例中一部改正の件でありますが、本件は本市水道事業の地方公営企業施行と高等学校設置に伴い条例を改正する必要のため提案されたもので、学校関係定数で市で設置した学校教育法第一条の学校の職員五十八名としているが実人員は非常に少く、これは何処かに無理があるのではないかという質問に対し、現行は五〇人である、高等学校設置のため高等学校設置基準法に従って八名増員とした、又中小学校の事務職員が少くないかという点については「合併当時そのまま引継いで条例化したので、学校の事務量を考慮して配置しておるがなお未来無理のないよう善処する」の答弁がありました。

財源獲得に努めよ　納得のゆく徴収を

のか」と質問され、之に対し理事者より「最近各課の定数について調査研究した結果、現在の実数は従業員を含めたものが必要であるという結論を得た。今回の採用試験は将来有能な人材を得るためであり、従業員も受験し優秀な成績であった者もあり、之等の者は正式に採用する方針である。然し若干残る者もあるが、所属長の意見を聞いて、将来採用の時期を考え漸次従業員を減少して行くように努力する方針であるとの答弁がありました。本条例に関連して種々論議が交されましたが優秀な職員を採用される方針につきましては我々異存のない所でありまして本件を承認した次第であります。

次に議案第十二号「八尾市有功者慰霊記品料基金条例制定の件」であるが、本件は四年に一回周期が廻って来るので、その年一度に支払う場合予算に大きく響く事になるので予算の均等化を考えこの条例を制定しようとするものであるとの理事者の説明があり、当委員会としましても妥当と認めた次第であります。

次に議案第十三号、八尾市労働会館建設資金積立金条例制定の件について質疑のあったのであります。建設費は市の財政状況を考慮し適切なる処置として承認する事に決した次第であります。

次に議案第十号、八尾市報酬及び費用弁償条例中一部改正の件でありますが、本条例について、理事者より「本市は合併により十万都市となった。他都市との均衡を考慮の上、提案したとの説明により了承したのでありますが、職員の給与の面についても他都市との均衡を充分考慮せられるよう希望いたして置いたのであります。

次に議案第二十一号、昭和三十一年度八尾一般会計一時借入金に関する件でありますが一般会計予算執行について円滑なる運営を計るために四千万円を借入せんとするものでありまして必要やむを得ぬものとして承認いたしたのであります。

次に議案第八号「昭和三十一年度固定資産税課税標準の特例に関する条例制定の件」の審査いたしたのでありますが、本件は合併条件を順守する目的のために提出されたものであり、従って課税は旧町村の台帳の価額の一三〇%の額が課税される事になるのであるから本年度の評価は必要でなかったのではないかとの質されたに対し、理事者より合併条件を順守して第三条に特例を設けて個人に対しても余り大きな変動のないよう注意したつもりである。合併条件には評価の不均一という事は云っていない、従って評価についてはやはり正しい評価をなすべきであつてこれが評価委員その職務である。

然し課税面においてこの特例により、合併条件を尊重して行くことにした。又評価について間違いがあるという点については、之は別の問題で修正を要するものは手続を経て修正すべきであると考える。本年審査の請求が出来なかった者については、後二年あることでもあり、又本年の課税に何等影響してくるものでないから住民も必ず了解してくれるものと信ずるが、なおこの条例が通過すれば合併地区において説明会を開催する準備を進めているとの答弁がありました。

さらに縦覧期間についてもこの際充分親心を示してやってほしいと又この評価の改正で貸家業に直ちに影響するなれば大きな問題となる、この点どうかとの質問に対し縦覧期間については出来得る限り考慮するつもりである。家賃の値上りを抑制する点について自治庁の係官も税額より逆算して算定する方法を採用するよう建設省と協議の上通達を出す予定との答弁がありました。本条例の審査には長時間にわたって論議されたのでありますが、結論として固定資産課税台帳に登録された価格という字句の解釈について今後も理事者と接渉する事を条件として本条例を承認と決した次第であります。

次に議案第三十五号、八尾市事務分掌条例中一部改正の件でありますが、今回水道事業は公営企業体として経営する事となったので本市事務分掌条例中より水道課に関する事項を削除するため提案されたもので当然の処置と認めた次第であります。

次に議案二十八号、昭和三十一年度八尾市一般会計歳入歳出予算の件の内、歳入全部と歳出面における本委員会の所管にかかる議会費、市役所費、財産費、統計調査費、選挙費、公債費、諸支出金、予備費等について審査したのでありますが、審査に入る前に理事者より市役所費において特別職給四人分二百五十三万三千八百円は二百五十八万円の間違である。又公平委員会諸手当についても間違いがあるが、これは今後の補正の際訂正されたいとのこと

關係委員

本報告は去る26日再会の3月予算市会最終
並に予算案に対する各委員会審議の議
長員委員会

中小企業の育成を

商工委員会

まず、昭和三十一年度一般会計予算中、商工関係予算の商工振興費、百六十九万三百七十二円でありますが、その内訳として商工会館費における、四十四万三百七十二円は、商工会館の運営について必要な諸経費でありまして、審議の結果原案を承認いたしました。

次に商工業費百二十五万円については中小企業振興育成、経営指導及び金融対策事務、並びに貿易振興に関する経費であり、承認いたしました。

次に、議案第二十七号及び議案第三十三号は、何れも、中小企業融資に関する予算と一時借入金に関する問題でありまして、相関連いたしておりますので一括審議をいたした次第であります。本件につきましては、昨年十二月市会において特別会計として全国信用金庫連合会より一時三千万円を貸り入れ、これを更に予託して中小企業者に融資することとなつたものと、同規模、同様式のものでありまして、新年度に入るに当り、昭和三十二年三月三十一日まで三百六十五日分を予算化されたものであります。委員会は内容についてそれぞれ疑点を質したのでありますが、今後互助会融資とも相俟つて、本融資の円滑な執行を希望し原案承認した次第であります。

収益の増加を計れ

事業委員会

まず、三十二号の競輪事業歳入歳出予算の件でありますが審査に当り理事者よりの説明によれば競輪は自粛開催により、一開催六日制、四日制とに制限され、さらに豊中競輪場の閉鎖により、住之江競輪場を使用する市が多くなつたのであります。

当市は連休のある五月開催を希望しているのであるが、過日発表された府案は七月となつており、目下市長は府に対し五月開催を強く主張しているのであるが未だ解決されていないのであります。

上程いたしておりますものは六日制開催とし、予算編成に当つては過去における住之江競輪場の実績を参考とし、一応一億二千万の売上高を推定、予算を編成したものであると前提し、予算の内容について説明があつたのであります。

続いて内容の審査に入り、先ず第一に競輪自粛の今日、一億二千万円は少し甘いのではないかという質問に対し、過去における住之江競輪場の実績は大体一日二千万円以上あり、従つて六日間一億二千万円は大丈夫であると思うとの答弁がありました。予算内容十二分検討いたしたのでありますが、歳出面それぞれの経費は、競輪開催に要する必要やむを得ない経費であり、執行に当つて出来得る限りの節約に努力し少しでも繰出額の増加となるよう理事者の善処方を強く要望した次第であります。

競輪の売上増は開催の時期と天候に左右されるところ極めて大きいのであり、開催の見通しについて理事者の見解を質したのでありますが、これに対して開催日の調整について府案では七月案で六日制である。昨年も本市は五月開催日を主張し、堺市と交渉の結果やむなく譲歩した状況より、本年は当然五月開催を希望しているのであります。

然るところ、突然府案として四月は豊中、五月は五市、七月八尾市と発表されたのであります。

早速市長は異議の申出をしたのでありますが、府は再度協議会を持つ約束にもかかわらず未だ協議会を開催されない現況であり、その後府係員が調定に乗出したのでありますが、ちようど市長上京中であり話し合う機会がなかつたのであります。

従つて開催日については今のところ確定せず、出来得るだけ有利な開催日の獲得に努力いたしたいとの答弁がありました。

さらに本問題については本市の打つべき手が遅かつたのではないか。府が発表する前にもつと早くから運動をして置くべきではなかつたか。しかし開催日が確定的なものでないとすれば、今からでも強力な運動を展開し、有利な開催日獲得のために理事者に協力、今後の運動をなすべく決定いたしたのであります。

以上の経過をもつて競輪事業予算は原案を承認と決定した次第であります。内容細部にわたり審査いたしたのでありますが、本事業は事業の性質上開催の時期、天候等に大きく左右されるものであり

近鉄バス運行の促進

交通委員会

交通問題の処理へ

本委員会は、昨年五月の本会議において本市の発展上当面せる交通上の問題処理のため設置せられたもので、当面せる問題は大阪市営バス今里―八尾間、近鉄バス―八尾駅改築促進の件、又国鉄バス布施―八尾間運行促進の件、近鉄八尾駅改築促進の件、又国鉄バス―吹田―八尾間運行の件等いずれも重要な問題であり、これ等の問題解決促進のためその必要の都度委員会を開催、関係方面に積極的な運動を展開して参つたのであります。

まず「大阪市営バス」「近鉄バス」の運行問題でありますが、この問題は大阪市並びに近鉄が計画を発表してより二年有半になるのでありまして、我々委員は市民の利便のために一日も実現の早からんことと関係方面に陳情その他適切なる運動を続けて参りました。本件に関しては、いろいろ問題点があり、その一つには大阪市バスと近鉄バスとの料金の調整、運行上協定締結の問題、或はその他の路線との関連せる問題等内容まことに複雑を極めているように聞かされているのであります。

然しながら、ようやくにして昨年料金問題は解決したのでありますが、近鉄は協定の締結を強く要望し大阪市はその必要なしと主張双方自己の意見を固持してゆずらず、解決の見通しはつかない状態に立至り、やむなく我々は監督官庁の調定を依頼いたすべく大阪陸運局自動車部長に面接、市民の要望を伝え善処方を陳情したところ早期解決のための努力を約束せられたのでありますが、大阪市と近鉄との間にはバス運行上山積せる諸問題があり、本路線のみ切離す事の出来ない事情がある模様であります。

然るところ昨年末にいたり本市交通委員の再三再四にわたる陳情により、ついに大阪市も近鉄も本路線については他の路線に優先して処置することに意見は一致し、大阪市は近鉄の要望を入れ協定締結に応ずる意志を表明、長年にわたる問題は一挙に解決するものと信じ、少なくとも三月中には実現するものと大きな期待をかけていたのでありますが、協定締結にあたり近鉄は運輸大臣の協定を強調し、大阪市は市長と社長との協定を希望し目下引続き協議なされております。

いずれにしても本件解決の日は近いものと推察するのでありますが我々委員はこの絶好の機会を失しないようにと大阪市議会を訪問交通委員に面接の上善処方を御依頼いたしたのであります。

尚本月十四日再度大阪陸運局を訪問したのでありますが、人事異動のため、新任の自動車部長は近々北海道より着任の予定とのことで面接できなかつたのでありました。以上が昨年五月以来の運動の経過の大要と進渉状況について中間報告であります。

次に国鉄バスの件でありますが本件については吹田、守口、布施八尾市の四市でもつて促進協議会が結成され、さらに河内市が加入し、五市一体となつて之が実現のために運動を展開し、すでに一年以上経過しておるのであります。議員諸君御案内の通り、本路線は私鉄四社の競願となり、運輸省自動車局においては、民営圧迫を理由に容易に処理しようとせないのであります。

幸にして大阪府会、地元選出の衆、参議員の絶大なる御協力と御支援によりやうやく昨年十二月大阪陸運局に諮問の書類が廻付され本年二月末に聴問会を開催されるものと期待していたのでありますが、先程申し上げました通り、今回の異動により聴問会はさらに延期になる模様であります。

本件については五市協議会のある事でもあり、又私鉄との関係特に本市は目下近鉄との問題が残されておる現在詳細なる報告は差ひかえたいと存じますので御了承願わりたいと思う次第であります。

次に近鉄八尾駅の改築の問題でありますが、本件は建設委員会に関連せるものであり、改築工事はすでに着手され、工事は着々と進んでおりますことは御案内の通りであります。本件は八尾市発足以来の宿願であり、市長始め議会の関係諸君は今日まで非常なる努力を続けてこられ、今日の成果を見るに至つたものであり、関係者各位に対し深く御礼申し上げる次第であります。

なお、その他本市交通上の問題として関西線の電化促進、デーゼルカーの増発問題、国鉄八尾駅前の広場の件、又信貴山ケーブル復活、或は又近鉄の区間制の改正等多くの重要問題が残されておりますが、これ等は本市の発展を期する交通上の将来の問題として今後委員会において取り上げ、関係方面に対し陳情その他適切なる運動いたす所存であります。

都市計画の早期実現

建設委員会

まず、議案第二十八号、昭和三十一年度八尾市一般会計歳入歳出予算中土木費関係予算から御報告申し上げます。

最初に道路橋梁費の内道路橋梁維持修繕費百十三万八千円について、この僅少な額をもつて市内各地区より要望のある道路の十分な維持修繕ができるかどうかについて、委員から相当質疑があつたのでありますが、土木課長より努働緊急失業対策費のうち、原材料費五百十一万五千円の中に道路整備事業費をみており、この失対事業を合せることにより出来る旨の回答がありましたので、本委員会はこれを了承いたしたのであります。

次に道路橋梁新設改良費の三百万円であります。これは国鉄八尾駅前、近鉄久宝寺駅前、八尾天満宮前の無舗装の路面にアスファルト簡易舗装の実施と用地寄付による新設道路工事用の原材料費として見込まれたものであり、委託工事復旧費の十万円は、昨年まで、ガス、電気、水道等地下埋設物跡に対する道路の復旧は、原材料で賄われていたのでありますが、今年度より委託工事として、これが復旧することになり、これを計上したものでありまして、いづれも適切と認めたのであります。

次に都市計画費五百八十八万五千円であります。このうち街路線越事業費四百万円は、萱振―曙川上之島―大竹線の工事費として、前年度において補正予算を計上したものでありますが、耕地整理、公団住宅の建設等により用地買収に日時を要し、それが為その一部を繰越し、本年度予算に計上したものでありまして、工事の早期完成を要望して了承いたしたのであります。

次に公園事業費百三十八万五千円について質したのでありますがこれは、この度円型病院を現在の童謡児童公園地に設立することになり、この代替公園を新設するための用地買収として計上されたものであり、これを了承しました。

次に水利施設整備事業費五十万円については、この僅かな額で緊急に整備を要する排水路の改修ができるか、どうか、委員から相当質疑が出たのであります。これについては土木課長より従前から排水路の改修については、毎年継続事業として行つてきたものであり、この予算額では、全般的には出来ないが、部分的に浸水地区と川と敷、府の道路用地の無償貸付契約或は無償譲渡なされたものであり必要やむを得ざるものとして承認いたしたのであります。

合理的運営を望む

水道委員会

議案第十四号「八尾市水道使用条例中一部改正」は今年度より上水道事業が地方公営企業法の適用を受けることとなり、これに伴う諸経費の増加、受水金の値上り及び大阪府よりの淀川水の受水量の増加等によりその支払金は膨大な額となり、收支の均衡を図るため、やむを得ず料金の改訂が行われたものであり独立採算による企業の合理的運営を行うための措置としてやむを得ざるものと認め、市民に対しての料金の改訂についての周知徹底方とサービスの向上を要望して了承

次に議案第十五、六、七、八号条例制定の件＝これは今回の公営企業法の適用に伴い「第十五号議案」は組織の切替え、「第十六号議案」は業務状況の公表、「第十七号議案」は労働組合員となることの出来ない者の範囲、「第十八号議案」は職員の身分の取扱いについてそれぞれ条例を制定する必要があるので提出されたもので、それぞれ妥当な措置として了承。

次に「昭和三十一年度八尾市上水道事業会計予算」の件＝この事業費のうち原水及び浄水の受水費の占める率は相当高率である。自家原水の増量を図る措置を講じているのか、また高安簡易水道敷設事業が予定通り出来るやについて質疑集中、水道課長より竜華水源地は建設より相当年月を経過しており、今年度において機械修理、井戸の掃除、新井戸の掘さく等の工事を行つて取水能力の強化を図るべく計画しており、この費用として資本的支出の建設改良費に五百七十一万七千円を計上、高安簡易水道の継続事業は本年中に完成し、さらに都塚、柏村、万願寺地区の配水管の敷設を行う予定であり、これ等工事の実施については手持資材を活用したいとの力強い答弁があつた。

なお各費目につき慎重なる審議をいたした結果、今回の公営企業法の適用に伴う諸経費の増加、受水料金の支払額の増額、減価償却費、退職給与引当金等によりその財政的事情は甚だ楽観を許さない状態であるが、理事者においては相当思いきつた経費の節減が見られ、その努力がうかがわれ、委員一同これを了とし、全市給水の早期実現と今後のこれが執行にあたつて事業の公共性と独立採算による企業の合理的運営に万全を期せられるよう要望いたし原案を了承した次第であります。

教員異動

退職者

（久宝寺中）浅野英夫、（竜華中）今中佳子、（同）木村由子

新採用者

【中学校】

（八尾中）神田政亮（久宝寺中）森弘和（竜華中）木村晋吾、垣内弦子、辻貞夫（成法中）曽田武夫井上哲三、岡本政子

【小学校】

（八尾小）深本竹夫、山上幸雄、（用和小）池本幸司（竜華小）坂本禎男（曙川小）北岡典子、黒木殿行（北高安小）大黒保男（久宝寺小）寛紀薫（南高小）安井博美（北山本小）内田孝布、樽田実（西郡小）延原敏昭

府内転入者

大正小、南条美知（駒ケ谷小）北山本小、巽富美（花園小）北山本小、西内良江（同）南高小、山中福子（堅上中）

市内転校

北山本小、山本舜一（久宝寺小）北高安小、高橋雅子（大正小）久宝寺小、清水進（西郡小）用和小、木下楢春（北高安小）久宝寺小、西沢俊夫（曙川小）南高中、皆見晴三（成法中）北山本小、小都稔（山本小）同、乾政雄（久宝寺小）

府内転出者

和泉中、唄幸治（久宝中）八幡屋小、荻田重彦（南高小）大阪市、山本博巳（八尾小）志紀小、馬野富夫（北高小）柏原中、猪口喜美子（南高小）

他府県転入者

竹淵小、中井良雄（第尾小）

北山本小学校の開設

教育委員会では四月一日、八尾市山本四八八番地に「八尾市立北山本小学校」を設置した。ただし校舎は、当分の間現在の河内市立花園小学校（七教室）を仮校舎に使用し、小都稔氏が校長に発令された。

能代市への義援金取扱

去る三月二十日の能代市大火の被害は想像以上に甚大で、特に日雇の人達の罹災者が多数出ています。復興の一助に資するため義援金品の取扱いを二十日までの間、福祉事務所で行っていますからご協力の程よろしくお願いします。

（福祉事務所・日赤奉仕団）

居住宅市営入

なお、補欠番号は一二三・九七・一六二番で上記当選者の実態調査の上、記載事項に間違いがなければ正式に入居者が決定される。

当日抽せん会の立会人は左の通りであつた。

（市民側）高橋実範、吉田延三郎、村上弘幸の各氏、（吹矢には）目黒三三子、中島カツエ、森妙子の各氏

予算内容については理事者の説明を聞き細部にわたり極めて慎重なる審査をなし、疑義の点については納得の行くまで理事者の説明を聴取いたしたのであります。

市役所費の負担金及び交付金の減少理由は了解するが人権擁護委員の時期を失することなく解決されたいとの質問あり、理事者より三年又は四年間蓄積すれば相当な金額になるのでその時建設にかかり、今後の運営については組織の代表者と充分協議してやつて行きたい、税の還付に関しては政令に基き負担金補助金が抑制される現在に於ては

「採用試験も平でまことに結構である、然し市には相当長年勤務する従業者があり、この中には採用試験にパスしたものもあると聞くのであるが採用点数に達しなかつた者について理事者は今後如何なる処置をしようとする

予算化した。

予算に「シワ寄せ」する事は勿論いけないと考えている、徴税攻勢という問題で市民に心配をかけるという点については繁細な納税者に対しては充分考慮するとの答弁をなされさらに税務課長より「

は百三十万円の予算で、シボレーフォード級なれば相当新しいものが購入出来ると思う、又二輪車は現場関係に使用するもので「オートバイ」「スターター」の「セコハン」を購入する予定で支障を来さないとの答弁がありました。

職員共済組合の問題について職

影響して来るものと思われ財政的に非常にむつかしい年ではありますが、理事者今後の財源獲得のために最善の努力を払われ補正予算においては満足すべき事業費の計上をなされん事を希望条件として本予算を承認と決した次第であります。

一人月額三十円に
国保料金の改正

国民健康保険を行っていくには被保険者の皆さんのため、けがや病気をしたときの治療費、その他姙娠及び出産や家族の死亡したときに支給する助産費、ほ育手当金葬祭費などに多くの費用がかかります。これらの大部分は、被保険者の皆さんの保険料でまかない、一部は国や府又は市から補助をうけています。現在当市が徴収している保険料は、合併前の町村で決めたもので、旧南高安町と旧高安村とではそれぞれ違った保険額となっています。この保険料は、大阪府下の各市町村にくらべると最底の額であり、毎年国民健康保険に対する評判が良くなり、治療費や賃経費が年々増加し、被保険者の皆さんが希望される十分な保険の給付（被保険者が受ける恩典）が出来ない現状です。これでは国民健康保険の根本主旨に反するので、旧南高安町と旧高安村との違った保険料を均一にして、なおこの上、被保険者の皆さんが気持よく、満足な保険の給付（恩典）を受けられるように次の通り改正しました。皆さんの国民健康保険の育成並びに発展のためご協力をお願いします。

現行保険料 地区別	世帯割	人等割	改正保険料 世帯割	人等割
南高安地区	10円	20円	30円	30円
高安地区	—	30	30	30

改正保険料早見表

種別	1人	2人	3人	4人	5人
月額	60円	90円	120	150	180
年額	720	1,080	1,440	1,800	2,160
1人当り月平均額	60	45	40	37.50	35

委員長に小崎氏

小崎委員長

西尾副委員長

教育委員会では去る三月二十九日に委員会を開き、中西、大谷正、副委員長辞任に伴い後任に小崎百合子氏が委員長に、西尾巖氏が副委員長に就任することに決つた。

納貯功労者6名表彰
完納組合は5組合

市では去る三月二十七日、本年度の優良納税貯蓄組合と功労者の表彰式を行つた。昨年は納税貯蓄組合法が施行されてから満四年、が認従来わずか一四であつた組合数が一年間に三〇と一躍倍になつた。

今年は規則の改正により納税組合結成の機運が高まり、全市民一人のこらずこの組合に加入する日も近いと期待されている。

この日表彰を受けた功労者は、いずれも制度実施と共に組合の結成に努力し、組合育成を通じて市税納入に協力された方で、八尾商業納貯組合長　下井弥三郎、東大阪納貯組合長　平田正一、北木之本納貯組合長　森本和三、山本北地区納貯組合長　黒川竹松、竜華地区納貯組合長　今仲竜三、公設市場納貯組合長　武藤米太郎の各氏。また昨年度全組合員が一致協力して市税を百%完納された組合は太田北町、太田西川町、新家、沼地区、堤合各納税貯蓄組合である。

（市長室での納税組合表彰式）

お願い

当市では市制十周年を記念して目下「八尾市史」を鋭意発刊準備中でありますが、資料蒐集に困っています。

皆さん方でこれら市史に関係ある文書、古文書の類などお持ちになっておられる方で、当市にお譲り下さることができる場合は市の広報課までご連絡いただくようお願いします。（市史編纂委員）

監査公表

本監査公表は地方自治法第百九十九条第七項の規定により公表するものであります。（係）

商工会館

本市の商工会館は、市の商工行政の民主化を計り、主として商工業の振興について専門的に事業を推進することを目的として以来三年有余を経た今日その業績は相当見るべきものがあり、今後益々進展を期待される。金融対策については府下における類似都市中、最高の融資成績を収めている。

なお昭和二十八年度以降の融資状況を比較すると昭和二十八年度の一五八件二、〇二八万円に比し昭和二十九年度の二四四件三、八六五万円と件数において一五四%融資の額において一九〇%と約二倍に達する優秀な成績を収め、昭和三十年度においてはこれを更に上廻る一一七%及び一二六%となり、二十八年度に比べると件数において一八〇%、融資の額においては二四一%という好成績を収めている。こうした中小企業の融資状況が向上を示すことは、中小企業が不振状況にあることを裏書するものであつて、決して喜ぶべき現象とは云えない。然しながら規模の小さい確たる資本金及び担保を有しない中小企業者にとつて、こうした融資は非常に有効適切なものであると考える。まして夏季及び年末のかき入れ時にはまさに干天に慈雨のたとえに等しいといえる。

昨年末は府下都市中初めての試みとして商手の割引貸付を実施したが、これだけでも二十四件、四四五万円の実績を収めている。

以上の通り融資関係においては最少の資金（予託金）でもつて最大の効果を収めている。

次に販路の開拓については、従来余り積極的ではなかつたが、今回商工振興対策の一端として大阪府並びに衛星都市共催のもとに、府内で生産される特産品の宣伝紹介と販路拡張を図り、中小企業の振興に資するため本年三月二日より五日まで四国高松市琴参ビルにおいて、大阪府特産品ショーの開催に際して本市からは凍豆腐、柔道衣、歯副子等の出品をしたが非常に好評であり、今後新たなる販路の拡張が期待されると共に、更に飛躍を望む意味において他の衛星都市に先んじて今回国際見本市に参加出品されたことは注目に値するもので、その成果は大いに期待される。

このように融資の部面においても又販路の開拓に当つても、積極的に活動し本市商工業の進展のために努力される館員始め理事者の労は多大である。

次に商工相談については凡ゆる部面に亘つて相談に応じ、月平均一二八件の多きに達し、府下衛星都市においてもその利用状況は相当優秀な成績を収めている。

次に商品陳列所の利用状況は年々利用者が減少の傾向にある。これは出品者が効果を期待する場合短期間に効果の現れない時は中止されるのが多い。長期間陳列される時は相当効果が見られることは疑いないのであるが、使用料の点についてかなりの負担となっているようで、結局こうした僅かの経費のように思えることが、出品者としては無駄に資本を投じているように考えられ、年々利用を減じて行くのではないかと推察されるので、この点について一考を促したい。

事務処理の面については前回監査においても良好であつたが、今回も殆んど指摘する個所がなかつたことは、誠に良好というべく平常における職員の心構えがうかがわれて好感を与えた。

乳児には忘れず種痘を

市民の皆さん、天然痘の流行期がやつて来ました。可愛い赤ちゃんを恐しい病魔から守るため、本年第一期の種痘を次の日程で行っています。今回は昭和三十年一月一日より同年十二月三十一日迄の出生者、又は病気その他の理由で生後一度も種痘を受けなかつた方です。通知書が来なくても該当しますから必ず受けて下さい。

また今回病気で受けられない方は次回まで延期することが出来ます

料金　一人　二十円

なお本年度第二期種痘者は小学校入学後に学校で行います。

日程表

接種日	検診日	実施場所
四月九日（月）	同十六日（月）	北高安小学校
同十日（火）	同十七日（火）	南高安出張所
同十一日（水）	同十八日（水）	竹渕中小学校
同十二日（木）	同十九日（木）	久宝寺中学校
同十三日（金）	同二十日（金）	八尾中学校
同二十三日（月）	同三十日（月）	山本小学校
同二十四日（火）	五月一日（火）	西郡診療所
時間　午後一時三十分より午後四時まで		大竜華小学校
		正出張所
		高安公民館
		山本出張所
		八尾小学校
		曙川出張所

火気にはご注意を
危険時に警報の発令

一年中で春の三、四月は例年風が強く、空気も乾燥し、出火し易い季節です。皆様がすでにご承知の通S、風が強くなり物が非常にかわき、大火になる危険性が大きいときは、火災警報が発令されます。この火災警報は次のような方法で皆様方に伝えられます。

火災警報が発令されると屋外でのたき火や、タバコをやめ、家々利用者が減少の傾向にある。これは出品者が効果を期待する場合短期間に効果の現れない時は中止されるのが多い。長期間陳列される時は相当効果が見られることは疑いないのであるが、使用料の点についてかなりの負担となっているようで、結局こうした僅かの経費のように思えることが、出品者としては無駄に資本を投じているように考えられ、年々利用を減じて行くのではないかと推察されるので、この点について一考を促したい。

事務処理の面については前回監査においても良好であつたが、今回も殆んど指摘する個所がなかつたことは、誠に良好というべく平常における職員の心構えがうかがわれて好感を与えた。

火災警報発令標示場所

（太字はサイレン吹鳴場所）

竹渕出張所、久宝寺出張所、竜華出張所、西郡出張所、大正出張所商工会館、竜華小学校、竜華中学校、大正小学校、大正中学校、山本小学校、竹渕小学校、安中小学校、久宝寺中学校、久宝寺小学校八尾中学校、用和小学校、西郡小学校、山本高等学校、帝国チャックKK、梅田繊維KK、東洋アルミKK、近鉄高安工場、帝国製糸KK、三宝北小学KK、龍華操車場、八尾警察北山本駐在所、〃国鉄八尾駅前駐在所、〃植松駐在所、〃亀井駐在所、〃竹渕駐在所、〃太田駐在所〃木ノ本駐在所、〃久宝寺駐在所。

〃久宝寺口駐在所〃西郡駐在所、〃恩智駐在所、〃教興寺駐在所、〃高安南駐在所、〃北高安駐在所〃福万寺駐在所、〃八尾木駐在所〃萱振駐在所、〃山本派出所、〃近鉄駅前派出所、〃八尾町派出所、〃木ノ本西派出所、八尾警察署、南高安小学校、南高安中学校、曙川小学校、清友学園高校、中高安小学校、北高安小学校、高安中学校、三野郷中学校

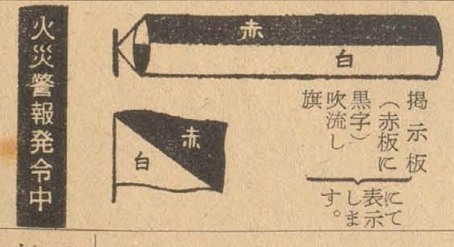

幼児の健康相談

保健所では、育児並びに幼児の保健指導について保健婦を派遣しお母さん方のご相談に応じています。現在は次の各地区で実施していますが、漸次全地区で実施します。出張相談日にはご遠慮なく赤ちゃんの健康相談において下さい。（相談時間は午後一時から三時まで）

曙川小学校、毎月第三木曜日
用和小学校、毎月第三水曜日
竹渕小学校、毎月第三木曜日

人事異動

技師　松本敏夫（水道課長）
命水道事業管理者主事　庖丁博（竜出所長）
命戸籍課長主事　坂田種明（財政係長）
命竜華出張所長主事　片岡哲舟（経済課長）
命農業会館長兼務主事　池田義彦（秘書）

養老院への寄付金

市立養老院へ次の方々から寄付金をいただきました。係では心から感謝しています。（敬称略）

一金五百円也　八尾ハリマチクサ
一金千円也　大阪歯科大学口腔病理学教室
一金千八百円也　竜華日高義一
（但し毎月三百円、六カ月間）

楽しい入学風景
（八尾小学校講堂にて）

お米の配給

4月分

今月分の家庭用米の配給は次の通り十一日分です。

第一回　内地米　二日
〃第二回　内地米　三日
〃　指定外米　二日
〃第三回　内地米　三日
〃　指定外米　一日

指定外米は台湾米、イタリー米を予定しています。

四月一日以降の普通外米の価格は次のとおり決定しましたので、消費者の皆様におしらせします。

上級　六十三円　南部米
タイ米　十%
ブロークン五%
十五%　ビルマ米　ミードン　ブロークン
十五%　ビルマ米　ビルマ米　ナツセン　ブロークン
十五%　スグンデイ　ブロークン
十五%　ビルマ米　ナツセン
普級　五十八円　ビルマ米　ブロークン　二十五%
ビルマ米　ミードン　ブロークン
二十五%

なお外米は一人一カ月当り五瓩の配給割当です。但し五瓩以上の買受を希望される場合は、市役所経済課又は最寄の出張所え主要食糧購入通帳を持参し配給量の増加割当を受けることができます。

一期分は二十五日まで
固定資産税の納期

昭和三十一年度固定資産税第一期分の納期がやつて来ました。納期は来る二十五日迄ですが納期の到来していない二、三、四期分の税金をお払いになりますとその月数に応じて前納報奨金をその場でお渡しします。まとめてお払になる方は必ず印鑑を御持参下さい。なお納期より遅れますと市の行政に支障を来たすばかりでなく、延滞金が加算されてみなさん方の負担が重くなり種々の御迷惑をおかけすることになりますから、市税は必ず納期内にお収めになるようお願いします。

なお新市域（南高安・高安・曙川地区）の分の納期は後でお知らせします。

編集後記　本号は予算市会で可決された議案と各委員会報告の特集号としました。次号は四月二十日発行を予定し今回未掲載の分を掲載します。本号は印刷の都合で発行が遅れおわびします。（係）

命高安出張所勤務事務員　北川保夫（福祉）
命竜華出張所勤務事務員　木下光子（衛生）
命市立病院勤務事務員　西川とし子（秘書）
命水道事業所へ出向事務員　松村博（徴税）
命秘書課勤務事務員　山崎進三
命秘書課勤務事務員　片岡峻吾
命総務課勤務事務員　秋月春雄
命広報課勤務事務員　浅野勲
同　栗山宏一
同　森田桂司
同　広直貞子
命税務課勤務技術員　古沢靖之
同　阪口和隆
命経済課勤務事務員　竹末武明
命経済課勤務事務員　山村光子
同　木山文司
命福祉事務所勤務事務員　萱野喜一郎
命市立病院勤務事務員　佐々木茂
同　武藤誠一
同　寺尾正三
同　勝田甲三
命水道事業所（以上四月一日付）